



# 青森県報

第二千六百六十二号

平成十五年四月十八日(金曜日)

## 目次

### 告 示

理容師法による管理理容師の講習会の指定……………(薬務衛生課) ……一  
美容師法による管理美容師の講習会の指定……………( 同 ) ……二

### 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……二  
建設業者の許可の取消し……………(五所川原) ……三  
右 同……………(県土整備) ……三  
右 同……………(事務) ……三  
右 同……………(鯉ヶ沢) ……三  
右 同……………(整備事務所) ……四

### 出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(農林水産) ……四  
公安委員会……………(農林水産) ……四

風俗営業の営業時間の延長ができる日等……………(生活安全) ……五  
型式の検定適合遊技機……………(同) ……五

## 告

## 示

青森県告示第二百八十九号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成十五年四月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 主催者の住所及び名称

東京都港区虎ノ門二丁目二六の五

二 開催日時及び場所

財団法人理容師美容師試験研修センター

日 時	場 所
平成十五年六月二日(月)、六月九日(月)、六月十六日(月)の三日間の午前九時から	青森市橋本二丁目二の二五 青森県教育会館

三 受講対象者

理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一の二

財団法人理容師美容師試験研修センター 青森県支部

五 受講料

一万四千元

青森県告示第二百九十号

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成十五年四月十八日

青森県知事 木村守男

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都港区虎ノ門一丁目二六の五  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成十五年六月二日（月）、六月九日（月）、六月十六日（月）の三日間の午前九時から	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館

- 三 受講対象者  
美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先  
青森市堤町二丁目一の二  
財団法人理容師美容師試験研修センター青森県支部
- 五 受講料  
一万四千元

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年四月十八日

青森県知事 木村守男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
薬王堂十和田元町店  
十和田市元町西五丁目九七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社薬王堂  
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五  
代表取締役社長 西郷辰弘
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社薬王堂  
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五  
代表取締役社長 西郷辰弘
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十五年十二月八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二八三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
一〇八台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
四五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
四〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
一六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前九時三十分

閉店時刻 午後八時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時十五分から午後八時四十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十五年四月七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十五年四月十八日から同年八月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年八月十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年四月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社太田工務店

二 代表者の氏名 太田 健司

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字太田字富岡二〇の九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一四〇七一号

五 取消年月日 平成十五年三月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、舗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年四月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社三浦工務所

二 代表者の氏名 菊池 健治

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六五〇号

五 取消年月日 平成十五年四月四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年四月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社三浦工務所
- 二 代表者の氏名 菊池 健治
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田九の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第一六五〇号
- 五 取消年月日 平成十五年四月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**出 先 機 関**

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年四月十八日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業 五九一	五戸町	平成一五・三・二四
" 五九二	"	一五・三・一三
" 五九三	"	一五・三・一四
" 五九四	"	一五・二・二七
" 五九五	"	一五・一・一七
" 五九六	"	"
" 五九七	"	一五・二・二三
十四年災農業用施設災害復旧事業 五九一〇一	"	一五・三・一〇
" 五九一〇二	"	一五・三・一六
" 五九一〇三	"	一五・三・一〇
" 五九一〇四	"	一五・二・二四
" 五九一〇五	"	一五・三・一四
十四年災農地災害復旧事業 六五四	南郷村	一五・三・二〇
十四年災農業用施設災害復旧事業 六五一〇四	"	"
" 六五一〇六	"	"
" 六五一〇八	"	"
" 六六一〇三	倉石村	一五・三・二六

"	"	"	"	"	"	"	十四年災農業用施設災害復旧事業	"	"	"	"	"	"	"	"	十四年災農地災害復旧事業
六七 一〇八	六七 一〇七	六七 一〇六	六七 一〇五	六七 一〇四	六七 一〇三	六七 一〇二	六七 一〇一	六七 一〇	六七 九	六七 八	六七 七	六七 六	六七 五	六七 四	六七 三	六七 二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	新 郷 村
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一 五 三 一 五

"	"
六七 一〇九	"
"	"
六七 一一〇	"
"	"

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十一号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十五年四月十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
三戸春まつり	平成十五年四月二十一日から同年五月六日まで	三戸町
弘前さくらまつり	平成十五年四月二十四日から同年五月六日まで	弘前市
金木桜まつり	平成十五年四月二十八日から同年五月六日まで	金木町

青森県公安委員会告示第二十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR深海伝説F	株式会社サンセイアールア ンドテイ
"	CR深海伝説V	"
"	CR深海伝説MV	"
"	CR果物物語S	タイヨーエレクトク株式会社
"	CR猛烈牙王MA	株式会社ニユーギン
"	CR猛烈牙王MB	"
"	CRトロピカルパラダイスMA	"
"	CRファイバー夏祭りJX	株式会社三共
"	CRファイバー夏祭りMX	"
"	CRファイバーサーカスMXV	株式会社ダイドー
"	CR三国遊義MX	マルホン工業株式会社
"	CRハイサイ娘。T	豊丸産業株式会社
回胴式遊技機	モーターパラダイス	株式会社クリエイト・ツ ワン
"	ミナミノテイオウ2	株式会社バルテック
"	トリコロール	アイジューティージャパン株 式会社

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭